法人税

・経済学では法人企業は生産者であり，生産関数のもとで利潤を最大化する。
・利潤は，経済学と会計学で概念が違う。
　経済学　収入－原材料費－労働への報酬－資本への報酬
　会計学　収入－原材料費－労働への報酬
・会計的利潤への課税は，資本への課税になる。
・負債利子は法人税の課税所得から控除される。

・したがって，法人税は，自己資本への課税である。

法人実在説と法人擬制説

・経済学は擬制説をとる（企業の最終的な保有者は個人である株主）。
・利潤は配当，株のキャピタルゲインにより，最終的には株主のものとなるので，法人には法人税と配当・キャピタルゲイン課税の二重課税となっていると考える。

二重課税の調整（個人企業との格差の是正）

・シャウプ勧告以前は，実在説の立場で，調整なし。
・シャウプ勧告では，擬制説の立場で，個人段階で調整。
・現行税制では，総合課税の場合，配当控除（国税では受取配当の10%を税額から控除，地方税では2.8%または1.4%）があるが，完全な調整になっていない。

減価償却

・資産の（市場）価値は，その資産から得られる将来の収益の割引現在価値である。

・資産には耐用年数があるため，年数が経過するとともに資産の価値は減少する（減価償却）。

・企業の利益を適切にとらえるために，企業会計・税制では投資財の購入費用を費用とはせず，資産の減価償却分を費用として計上する

・減価償却の方法（耐用年数10年，残存価額10％）

定額法の場合　購入価額の９％を毎年

定率法の場合　資産価額のｘ％を毎年　$(1-x)^{10}=90\%$

［Qiuz：定額法と定率法を選択できるとしたら，どちらを選ぶ？］

・法定の減価償却はかならずしも経済的価値に基づくとは限らない。加速償却は企業の税負担を軽減する。

投資の意思決定

・$p\Delta K$円の資金を法人企業に出資して設備に投資するか，金融資産で運用するかを考える。pは資本財・生産財の価格，Kは設備とする。

［金融資産で運用した場合］

・つぎの期に$rp\Delta K$円の収益が得られる。rは金利。

［設備に投資した場合］

・生産関数を$F(K)$とすると，つぎの期に$pF_K(K)\Delta K$円の収益が得られる（F_Kは資本の限界生産力）。しかし，設備は減価償却するため，その価額は$\delta p\Delta K$円だけ減少する。δは資本減耗率。

・どちらかが有利であれば，資金はすべてそちらに流れてしまう。両者が存続するためには，両者の収益は等しくなっていなければならない。

$$rp\Delta K\text{円}=pF_K(K)\Delta K\text{円}-\delta p\Delta K\text{円}$$

$$F_K(K)=r+\delta$$

税制の投資への影響
[金融資産で運用した場合]
・利子所得税が存在する場合，収益は
(1－t) rpΔK円　tは利子所得税率
[設備に投資した場合]
・配当所得税，法人税が存在する場合，収益（税引き後配当）は
(1－m) (1－u) [pF$_K$(K) ΔK円－ δpΔK] 円，
m　配当所得税率，　u　法人税率

・両者の収益が等しいとすると，
(1－t) rpΔK円＝(1－m) (1－u) [pF$_K$(K) ΔK円－ δpΔK] 円

$$F_K(K) = \frac{1-t}{1-m}\frac{r}{1-u} + \delta$$

法人税率の推移
1950**年**　35%　→　1952**年**　42%　－（**減少傾向**）→　1966**年**　35%
　－（**増加傾向**）→　1984**年**　43.3%　－（**減少傾向**）→　30%

・「わが国の法人税率は国際的水準に比べて高い」といわれる。
・国際間の資本移動がなければ，個人企業と法人企業間での資本の配分が撹乱されることが問題となる。
・国際間の資本移動が完全であれば，自国に投資した場合の税引き後収益率が外国に投資した場合の税引き後収益率に等しくなる。
　自国の法人税率の引き上げは，自国への投資を減少させる。
　法人企業が外国へ逃げていかなくても，投資家が外国企業に投資する。

・全法人の2／3は赤字法人（資本金1億円超では赤字法人は1／2）で，法人税を払わない。

・法人事業税では，2004年4月から，資本金1億円超の法人について，外形標準課税が導入された。
2004年3月まで，所得の9.6%　（応益課税の性格をもつ）

所得割（税率7.2%）9：付加価値割（0.48%）2：資本割（0.2%）1
付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益
資本等の金額＝資本の金額又は出資金額＋資本積立金額